

栄養士法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

1. 改正の趣旨

- 管理栄養士、准看護師及び薬剤師に係る資格保有者の本人情報（本籍地都道府県名、氏名、生年月日等）及び資格情報（試験合格の年月日、研修を修了した旨等）が、各個別法に基づき名簿等により管理されている。
- 国家資格等に係る事務については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定。以下「デジタル重点計画」という。）において、「医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める。（中略）資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を進め、2024年度（令和6年度）には、（中略）デジタル化を開始する。」とされているところ。
- また、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、管理栄養士免許の申請等に係る手続については、「国家資格等情報連携・活用システムを活用し、令和6年度からオンラインによる手続の場合には都道府県の経由を要しないこととする」ものとされ、准看護師及び薬剤師については、「オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について引き続き検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされた。
- 現在、デジタル庁において、デジタル重点計画に基づき、「国家資格等情報連携・活用システム」（以下「国家資格等システム」という。）の開発・構築を進めており、国家資格等に係る事務のデジタル化を行うこととしている。これにより、国家資格等の登録時や登録事項の変更時においては、各個別法令に基づき、申請書を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出することにより申請しなければならないとされているところ、これらの申請について、電子情報処理組織を使用する方法によることが可能となる。
なお、デジタル重点計画においては、国家資格等システムを利用する手続について、令和6年度からオンライン化を予定していたが、国家資格等システムにおける戸籍照会に不具合が生じたことから、令和8年度以降に延期となった。
- こうしたことを踏まえ、管理栄養士、准看護師及び薬剤師については令和8年10月から国家資格等システムを活用した手続のデジタル化を開始することを予定しており、本政令案は、国家資格等システムを活用した手続のデジタル化の開始に当たり、所要の改正を行うものである。

- その他所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 管理栄養士、准看護師及び薬剤師について、電子情報処理組織を使用する方法により各種申請等を行う場合にあっては、住所地又は就業地の都道府県知事の經由を要しないこととする等の所要の改正を行う。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 7 条
- 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 16 条
- 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 10 条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 9 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 10 月 1 日